

SMBC・アムンディ クライメート・アクション

追加型投信／内外／株式



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に掲載されております。

■ 委託会社 ファンドの運用の指図を行う者

アムンディ・ジャパン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第350号

■ 受託会社 ファンドの財産の保管および管理を行う者

株式会社SMBC信託銀行

■ 委託会社の照会先 ファンドに関するお問合せ

お客様サポートライン **050-4561-2500**（受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ

<https://www.amundi.co.jp>

ファンドの商品分類および属性区分

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年2回	グローバル (日本を含む)	ファンド・ オブ・ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)をご覧ください。

- この目論見書により行う「SMBC・アムンディ クライメート・アクション」の受益権の募集については、発行者であるアムンディ・ジャパン株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年5月25日に関東財務局長に提出しており、2026年5月26日にその届出の効力が生じております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づいて組成された金融商品であり、商品内容の重大な変更を行う場合には、同法に基づき事前に受益者の意向を確認する手続き等を行います。また、ファンドの投資信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、表紙の委託会社の照会先までお問合せください。

【委託会社の情報】
委託会社名：アムンディ・ジャパン株式会社
設立年月日：1971年11月22日
資 本 金：12億円(2026年2月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額：3兆2,347億円(2026年2月末現在)

ファンドの目的・特色

このファンドはESG投信[※]です。

※ESG投信とは、ESGを投資対象選定の主要な要素としているファンドです。ESG投信の定義については、委託会社のホームページにある「アムンディ・ジャパンの提供するESGファンドについて」をご確認ください。 https://www.amundi.co.jp/esg/esg_funds



ファンドの目的

主に世界の気候変動対応に責任を持って取り組む企業の株式に実質的に投資し、投資信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

ファンドの特色

1 投資信託証券への投資を通じて、主に世界の気候変動対応に責任を持って取り組む企業の株式へ投資します。

- MSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス^{*}採用国・地域の上場株式の中から、気候変動対応に責任を持って取り組む企業の株式に投資します。

^{*}MSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックスはMSCI Inc.が開発した株価指数です。同指数に関する著作権、その他知的財産権はMSCI Inc.に帰属しております。

- 株式への投資については、ルクセンブルク籍投資信託「CPR Invest - クライメート・アクション」(以下「外国籍投資信託」といいます。)への投資を通じて行います。

2 外国籍投資信託の運用においては、CDP評価^{※1}、SBTi^{※2}への参画状況およびESG評価^{※3}に基づき、株価の上昇余地も考慮した銘柄選択を行います。

- 外国籍投資信託の運用は、国際連合の定める持続可能な開発目標(SDGs)^{※4}の気候変動に関する目標に適合することを目的とします。
- 各投資先企業の炭素強度^{※5}をポートフォリオの組入比率で加重平均し、その値がベンチマーク^{※6}を下回ることを目指します。
- 外国籍投資信託の運用は、CPRアセットマネジメントが行います。

CPRアセットマネジメントは、フランス・パリを本拠とする、世界トップクラスの資産運用会社アムンディ傘下の子会社で、アムンディのテーマ株運用の中核的な運用会社です。

※1 CDPとは、低炭素化社会の実現を目指し、気候変動等の取組みについて分析、評価、開示を行う国際NGO(非政府組織)です。銘柄選択には、CDPが公表する気候変動対応に関する評価である「気候変動スコア」を使用します。

※2 SBTi (Science Based Targets initiative)とは、企業の温室効果ガス排出削減目標が気候科学(IPCC)に基づき、産業革命時期比の気温上昇を「2℃未満」に抑える水準と整合しているかを審査・認定する国際的な組織です。また、SBTiに参画し、目標を提出または認定された企業を選択します。

※3 ESGは環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)の頭文字を取ったもので、企業の持続的な成長性を判断するための評価軸です。銘柄選択においては、アムンディのESG評価が低い企業または問題がある企業を除外しています。

※4 持続可能な開発目標(SDGs)とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。

※5 炭素強度とは、投資先企業の活動に伴う温室効果ガス排出量を売上高当たりで示した指標です。

※6 ベンチマークの炭素強度を投資ユニバースの数値として代用しています。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

●投資対象とする外国籍投資信託の投資顧問会社におけるスチュワードシップ方針

当外国籍投資信託の投資顧問会社であるCPRアセットマネジメントにとって環境・社会・ガバナンス(ESG)は意思決定の重要な要素です。アムンディ・グループの一員として、ESGリサーチやスチュワードシップ活動においてグループのリソースを活用しています。CPRアセットマネジメントのスチュワードシップ方針はグループの方針に準拠しており、エンゲージメント活動では持続可能で包括的な低炭素経済への移行を推進する一方、議決権行使においては、ガバナンスの実効性を重視するとともに企業が持続可能な経済・社会への移行に適切に取り組むことを求めます。

詳細につきましては、委託会社のホームページにある「外部委託先のスチュワードシップ方針」よりCPRアセットマネジメントのウェブサイトをご覧ください。

<https://www.amundi.co.jp/company/policy/advisory-stewardship>

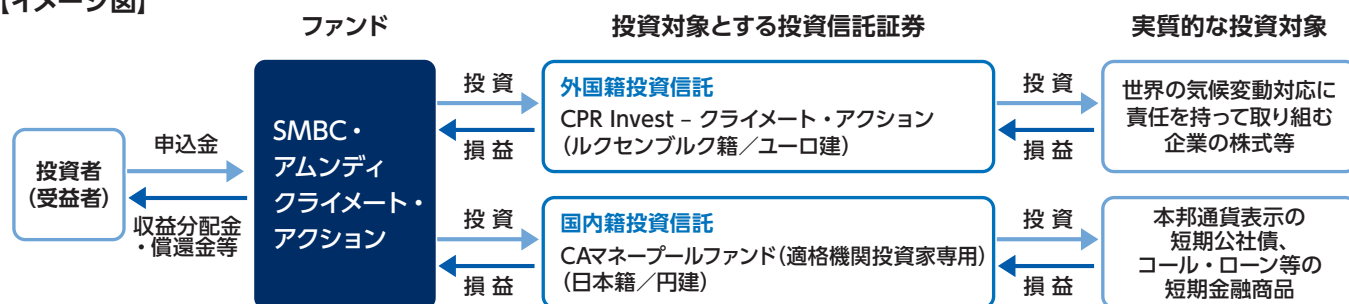


3 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ファンドの仕組み

ファンドは、複数の投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

【イメージ図】



* 外国籍投資信託への投資比率は、原則として高位とすることを基本とします。

分配方針

年2回決算(原則として毎年2月および8月の各25日、休業日の場合は翌営業日)を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

収益分配方針

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

主な投資制限

- 株式への直接投資は行いません。
- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

◆ 資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

主要投資対象とする投資信託証券の概要

外国籍投資信託	
ファンド名	CPR Invest - クライメート・アクション
ファンドの形態	ルクセンブルク籍／会社型投資信託(ユーロ建)
投資目的	気候変動の影響を抑制することに責任を持って取り組み、ESGの評価で一定の水準を満たす日本を含む世界の企業の株式に投資し、長期的(最低5年)に世界株式市場をアウトパフォームすることを目的とします。また、国際連合の定める持続可能な開発目標(SDGs)の気候変動に関する目標に適合することを目的とします。
投資方針	● CDPが公表している気候変動問題への取り組み度合いの評価やSBTiへの参画状況とアムンディのESG評価を使い、投資対象ユニバースを決定します。 ● 定量モデルを使い、セクター毎に投資候補を絞りこみます。 ● 個別企業のファンダメンタル分析により銘柄選定を行います。 ● 各投資先企業の炭素強度をポートフォリオの組入比率で加重平均し、その値がベンチマーク※を下回ることを目指します。 ※ベンチマークの炭素強度を投資ユニバースの数値として代用しています。
運用プロセス	1 最適な投資ユニバースの決定 ● MSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス採用国・地域の上場株式の中からCDP評価が上位の銘柄を中心にSBTiへの参画状況を考慮して企業を抽出します※。 ● ESG評価が低い企業、または問題がある企業は除外します。 2 定量的なスクリーニング ● セクター毎に全銘柄を利益率の変動予想など定量的な指標に基づいて分析。 ● セクター毎に個別銘柄の財務データを多次元に分析する独自開発システムを活用。 3 ファンダメンタル分析 ● スクリーニング高評価の銘柄群において詳細なファンダメンタル分析を行い短期的なリスクと長期的な株価上昇期待を測定。 ● 株価のバリュエーション分析 4 ポートフォリオ構築リスクモニタリング ● 株価の上昇余地とリスクを勘案した確信度に応じて最終組入れ銘柄を決定。炭素強度も考慮しポートフォリオを構築。 ● 組入比率は確信度のほかに流動性も反映。 ● リスクモニタリング ※CDP評価が基準を満たさない銘柄あるいはCDP評価未取得の企業については、SBTiへの参画状況や事業内容を考慮して投資ユニバースに加えることがあります。
ベンチマーク	MSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス(配当込み、ユーロベース)
投資顧問会社	CPRアセットマネジメント

国内籍投資信託	
ファンド名	C Aマネープールファンド(適格機関投資家専用)
ファンドの形態	日本籍／契約型投資信託(円建)
投資方針	主として本邦通貨表示の短期公社債に投資し、安定した収益の確保を目指して運用を行うとともに、あわせてコール・ローンなどで運用を行うことで流動性の確保を図ります。
委託会社	アムンディ・ジャパン株式会社

◆上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

基準価額の変動要因

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として株式など値動きのある有価証券(外貨建資産には為替変動リスクがあります。)に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません。**ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割り込むことがあります。**ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

価格変動リスク



株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等の影響を受け、短期的または長期的に大きく下落することがあります。実質的に組入れられた株式の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割り込むことがあります。

為替変動リスク



ファンドが実質的に投資する外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。円高となった場合、投資する外貨建資産の円貨建価値が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割り込むことがあります。

信用リスク



ファンドが実質的に投資する株式について、発行体(企業)の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落の要因のひとつであり、ファンドの基準価額の下落要因となります。その結果、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割り込むことがあります。

流動性リスク



短期間での大量の換金があった場合または大口の換金を受けた場合、市場で売買可能な株式数が少ない株式では、売却価格が著しく低下することがあり、その影響を受けファンドの基準価額の下落要因となります。

カントリーリスク



海外市場に投資する場合、投資対象国・地域の社会情勢または国際情勢の変化により、市場が不安定になることがあります。規制や混乱により期待される価格で売買できない場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

◆基準価額の変動要因(投資リスク)は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

① ファンドの繰上償還

ファンドの投資信託財産の純資産総額が30億円を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

② 分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

③ 流動性リスクに関する留意事項

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

④ ESG投資に関する留意事項

- ・ファンドはESGを重視したポートフォリオの構築を行ないますので、より幅広い銘柄の株式に分散投資した場合と比べて、基準価額の動きが異なる場合や変動幅が大きくなる場合があります。
- ・関連する規範や企業の開示内容の変化等によって、現在適用されているESGの評価基準および運用プロセスが変更される場合や、ファンドが使用している指標が変更される場合があります。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

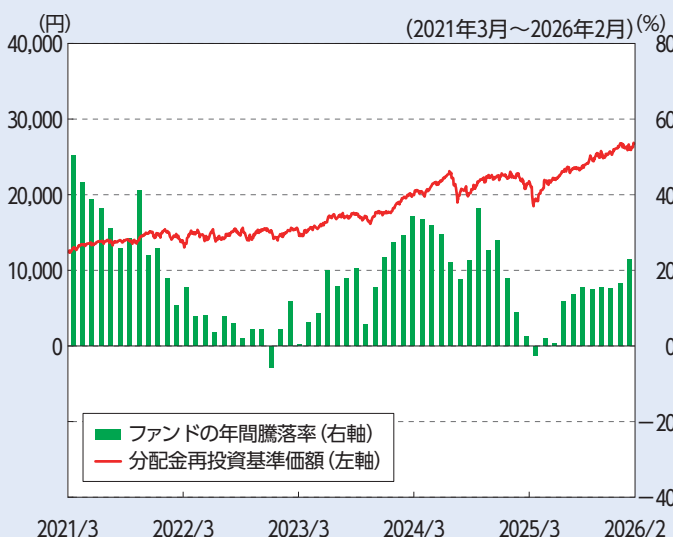
リスクの管理体制

- ・ファンドのリスク管理として、リスクマネジメント部は運用リスク全般の状況をモニタリング、運用パフォーマンスの分析および評価を行うほか、関連法規、諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況をモニタリングしリスク委員会に報告します。コンプライアンス部は、重大なコンプライアンス事案についてコンプライアンス委員会で審議を行い、必要な方策を講じており、当該リスク管理過程については、グループの監査部門が随時監査を行います。
- ・委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。
- ・取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

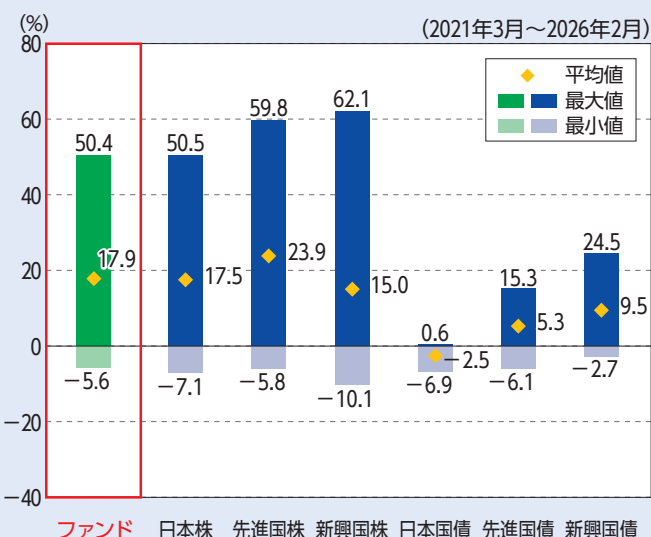
◆上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

(参考情報)

①ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



②ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- *①のグラフは、年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。
- *②のグラフは、2021年3月から2026年2月までの5年間の年間騰落率の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
- *年間騰落率および分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および基準価額の推移とは異なる場合があります。
- *②のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数について

日本株 東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

東証株価指数(TOPIX)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。TOPIXの指数値およびTOPIXにかかる標章または商標は、株式会社J P X総研または株式会社J P X総研の関連会社(以下「J P X」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXにかかる標章または商標に関するすべての権利はJ P Xが有します。J P Xは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P Xにより提供、保証または販売されるものではなく、本商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJ P Xは責任を負いません。

先進国株 MSCIコクサイ・インデックス(税引後配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

新興国株 MSCIEマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、円ベース)

MSCIEマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

日本国債 NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社(以下「NFRC」という。)が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数の知的財産権とその他一切の権利はNFRCに帰属します。

先進国債 FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

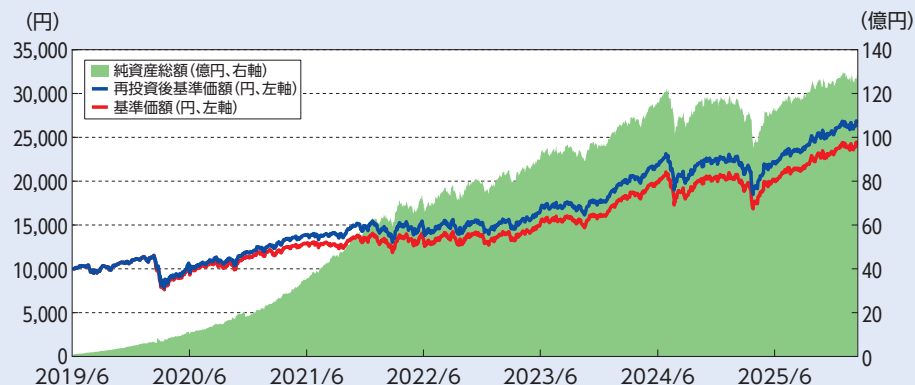
FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)とは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

新興国債 JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドとは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している、現地通貨建のエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

基準価額・純資産の推移



※再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。
※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

基準価額	24,350円	純資産総額	129.1億円
------	---------	-------	---------

分配の推移

決算日	分配金(円)
9期(2024年2月26日)	0
10期(2024年8月26日)	0
11期(2025年2月25日)	0
12期(2025年8月25日)	0
13期(2026年2月25日)	0
設定来累計	1,100

*分配金は1万口当たり・税引前で
す。
*直近5期分を表示しています。

主要な資産の状況

【ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行っており、組入上位5業種、組入上位10銘柄および炭素強度は、CPR Invest - クライメート・アクションのポートフォリオの状況を記載しています。】

資産配分

資産	比率(%)
CPR Invest - クライメート・アクション	98.5
CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)	0.0
現金等	1.5
合計	100.0

※比率は純資産総額に対する割合です。
※四捨五入の関係で合計が100.0%とならない場合があります。

組入上位5業種 (CPR Invest - クライメート・アクション)

	業種	比率(%)
1	情報技術	29.4
2	金融	16.5
3	資本財・サービス	15.6
4	ヘルスケア	8.2
5	コミュニケーション・サービス	7.5

※比率はCPR Invest - クライメート・アクションの純資産総額に対する割合です。

組入上位10銘柄 (CPR Invest - クライメート・アクション)

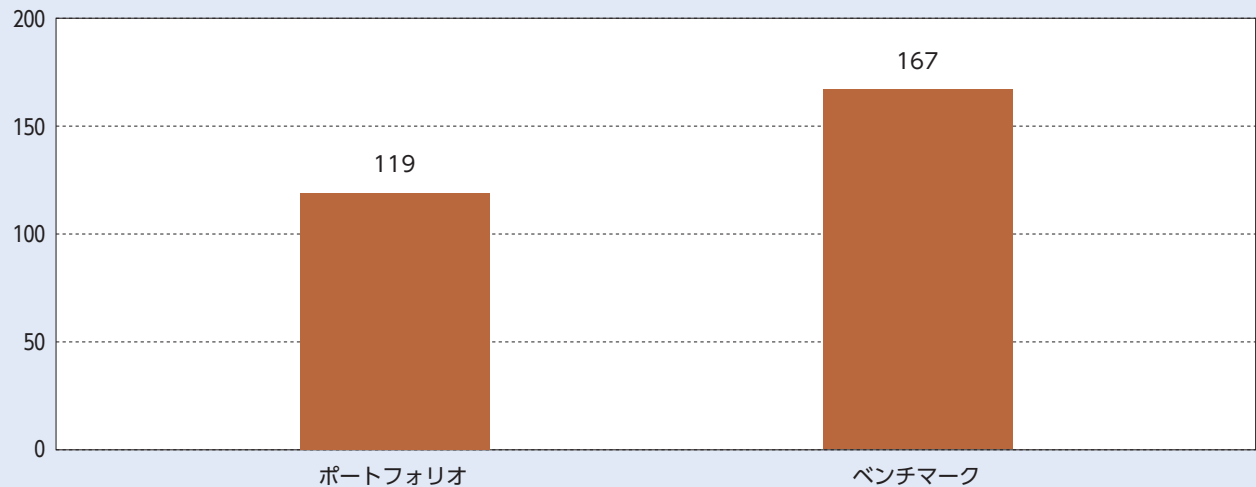
	銘柄名	国・地域	比率(%)
1	エヌビディア	米国	4.7
2	マイクロソフト	米国	3.8
3	TSMC / 台湾セミコンダクター	台湾	3.7
4	アップル	米国	3.4
5	アルファベット	米国	2.7
6	TJX	米国	2.7
7	サムスン電子	韓国	2.4
8	ブロードコム	米国	2.4
9	ビザ	米国	2.2
10	シュナイダー・エレクトリック	米国	2.2

※比率はCPR Invest - クライメート・アクションの純資産総額に対する割合です。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

炭素強度 (CPR Invest - クライメート・アクション)

(tCO₂eq/100万ユーロ)



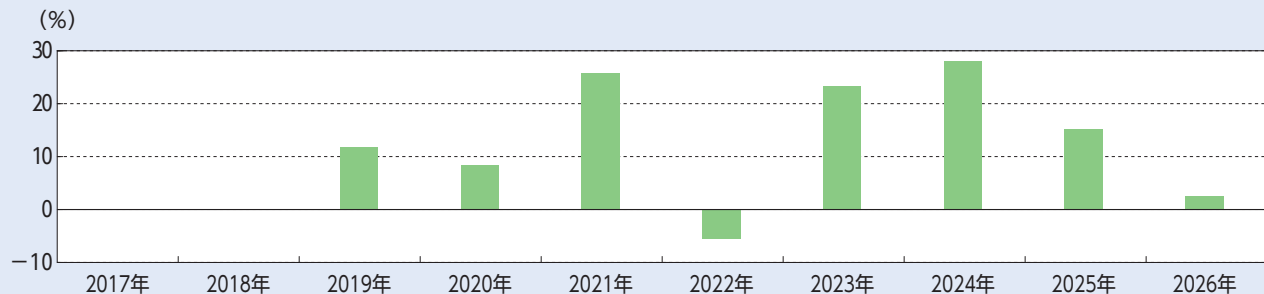
※炭素強度は2026年2月27日現在取得可能なデータで作成しています。

※これは1年間に100万ユーロの売上げを実現するためにどれだけ温室効果ガスが排出されるかを示す指標で、数値が低い方が望ましいものです。温室効果ガス排出量(二酸化炭素換算、トン)を売上高(100万ユーロ単位)で割った値を銘柄ごとに算出し、加重平均しています。

※データの出所はTrucost社です。京都議定書で定められた6種類の温室効果ガス排出量を対象とし、それぞれのGWP (地球温暖化係数)に基づいて二酸化炭素に換算しています。

※ベンチマークはMSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックスです。

年間収益率の推移



※年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※2019年は設定日(6月14日)から年末まで、2026年は年初から2月末日までの騰落率を表示しています。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

お申込みメモ

購入時 	購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
	購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
	購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。

換金時 	換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
	換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として6営業日目から販売会社においてお支払いします。

申込について 	申込受付不可日	以下のいずれかに該当する場合には購入・換金のお申込みを受付けません。 ●ルクセンブルクの銀行休業日 ●フランスの祝休日 ●ユーロネクストの休業日 ●ニューヨーク証券取引所の休業日 ●米国証券業金融市場協会が定める休業日 ●12月24日 ●委託会社が指定する日
	申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時30分までに購入・換金のお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
	購入の申込期間	2026年5月26日から2026年11月25日までとします。 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
	換金制限	委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。
	申込受付の中止および取消し	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金の申込受付を取消すことができます。

その他

ファンドの費用・税金



ファンドの費用

〈投資者が直接的に負担する費用〉

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。詳しくは販売会社にお問合せください。	
	料率上限(本書作成日現在)	役務の内容
	3.3% (税抜3.0%)	商品や関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として販売会社にお支払いいただきます。
信託財産留保額	ありません。	

〈投資者が投資信託財産で間接的に負担する費用〉

運用管理費用 (信託報酬)	ファンド	信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し 年率1.078% (税抜0.98%) を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。 【信託報酬の配分】		
		支払先	料率(年率)	役務の内容
		委託会社	0.25% (税抜)	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価
		販売会社	0.70% (税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
		受託会社	0.03% (税抜)	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
	投資対象とする 投資信託証券	【支払方法】 毎計算期間末または信託終了のときに、投資信託財産中から支弁します。		
		名称	料率(年率)	
		CPR Invest - クライメート・アクション	0.8%	
		CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)	0.385% (税抜0.35%) 以内	
		実質的な 負担の上限	純資産総額に対して 年率1.878% (税込) ファンドの信託報酬年率1.078% (税込) に投資対象とする投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの(年率0.8%)を加算しております。ファンドの実際の投資信託証券の組入状況等によっては、実質的な信託報酬率は変動します。	
その他の 費用・手数料	その他の費用・手数料として下記の費用等が投資者の負担となり、ファンドから支払われます。 ●有価証券売買時の売買委託手数料および組入資産の保管費用などの諸費用 ●信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用等を含みます) ●投資信託財産に関する租税 等 ※その他、組入投資信託証券においては、ルクセンブルクの年次税(年率0.01%)などの諸費用がかかります。 *その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。			

◆ファンドの費用の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

◆ファンドの費用については、本書作成日現在の情報であり、今後変更される場合があります。



税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- ◆外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ◆法人の場合は上記とは異なります。
- ◆上記は2025年9月末現在の内容に基づいて記載しています。
- ◆税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

(対象期間：2025年8月26日～2026年2月25日)

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.90%	1.08%	0.82%

- ※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。
- ※その他費用には、投資先ファンドの費用が含まれます。なお、投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
- ※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

目論見書補完書面(投資信託)

(このページ以降の記載は目論見書としての情報ではございません)

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

SMBC日興証券株式会社の証券総合口座でお取引されるお客さま用

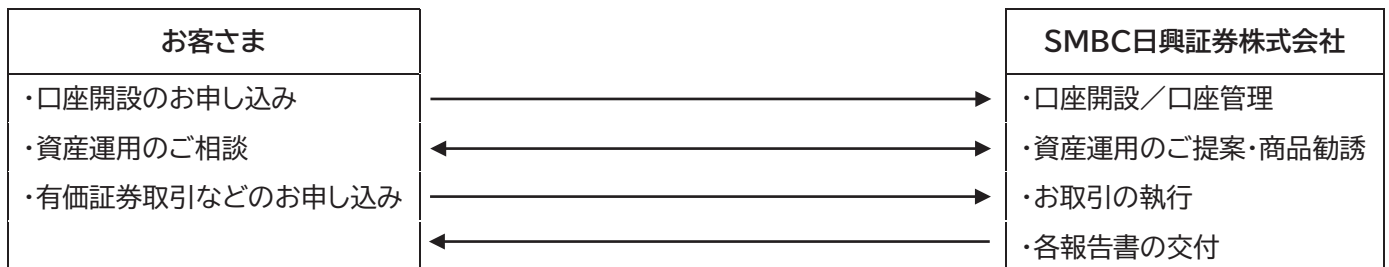
※本書面で「証券総合口座」は個人のお客さまが開設される証券口座および法人のお客さまの「証券取引口座」を意味します(以下同じ)。

この書面および目論見書の内容をよくお読みください。

この書面および目論見書は、ご投資にあたってのリスクやご留意点が記載されております。お客さまがお取引される際には、あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点がございましたら、お取引開始前にお取扱店にご確認ください。

SMBC日興証券株式会社(以下、当社)がお客さまとの有価証券(株式および外国証券を含む有価証券、振替有価証券、その他当社において取り扱う証券、証書、権利または商品)の取引に伴う管理、サービス等を行います。

【取引のイメージ図】



当ファンドに係る 金融商品取引契約の概要	当社は、当ファンドの販売会社として、募集の取り扱いおよび販売等に関する事務を行います。	
当社が行う金融商品取引業 の内容及び方法の概要	当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預りを行われる場合は、以下によります。 ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座の開設が必要となり、当社とお客さまとの間の有価証券の取引、サービス等に関する権利義務関係を規定した証券取引約款に基づいて行われます。 ・外国投資信託証券の場合は、外国証券取引口座の開設が必要になります。 ・分配金再投資コースの場合は、累積投資口の開設が必要になります。 ・お取引のご注文に係る代金については、当社所定の日までにお預けいただきます。 ・ご注文いただいたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、取引報告書を原則として郵送又は電子交付による方法により、お客さまにお渡しいたします。	
会社の概要	商号等 登録番号 本店所在地 加入協会 指定紛争解決機関 資本金 主な事業 設立年月 連絡先	SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 2251 号 〒100-8325 東京都千代田区丸の内 3-3-1 日本証券業協会、一般社団法人資産運用業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 1,350 億円(2025 年 9 月末現在) 金融商品取引業 2009 年 6 月 <お問い合わせ全般はこちら> 0570-007-250(平日 8:00~18:00 ※祝日・年末年始を除く) <口座開設のお問い合わせはこちら> 0120-860-250(平日 9:00~18:00/土曜 9:00~17:00 ※祝日・年末年始を除く)

※ より詳細な当社の概要は、店頭またはインターネット(www.smbcnikko.co.jp)に備えるディスクロージャー(開示資料)をご覧ください。

目論見書補完書面(投資信託)

<コード 9253>

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

SMBC日興証券株式会社の証券総合口座でお取引されるお客さま用

※本書面で「証券総合口座」は個人のお客さまが開設される証券口座および法人のお客さまの「証券取引口座」を意味します(以下同じ)。

この書面および目論見書の内容をよくお読みください。

この書面および目論見書は、ご投資にあたってのリスクやご留意点が記載されております。
お客さまがお取引される際には、あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点がございましたら、
お取引開始前にお取扱店にご確認ください。

ファンド名	SMBC・アムンディ クライメート・アクション											
お申込手数料	お申込価額に、お申込口数、手数料率を乗じて得た額です。 手数料率はお申込代金/金額に応じて下記のように変わります。 分配金受取りコース：お申込代金に応じます。(お申込代金はお申込価額にお申込口数を乗じて得た額です。) 分配金再投資コース：お申込金額に応じます。(お申込金額はお申込代金にお申込手数料(税込)を加えて得た額です。) <table><tr><th>お申込代金/金額</th><th>手数料率</th></tr><tr><td>1 億円未満</td><td>3.3% (税抜 3.0%)</td></tr><tr><td>1 億円以上 5 億円未満</td><td>1.65% (税抜 1.5%)</td></tr><tr><td>5 億円以上 10 億円未満</td><td>0.825%(税抜 0.75%)</td></tr><tr><td>10 億円以上</td><td>0.55% (税抜 0.5%)</td></tr></table> ※別に定める場合はこの限りではありません。 ※ダイレクトコースのお客さまは別の手数料率となる場合があります。		お申込代金/金額	手数料率	1 億円未満	3.3% (税抜 3.0%)	1 億円以上 5 億円未満	1.65% (税抜 1.5%)	5 億円以上 10 億円未満	0.825%(税抜 0.75%)	10 億円以上	0.55% (税抜 0.5%)
お申込代金/金額	手数料率											
1 億円未満	3.3% (税抜 3.0%)											
1 億円以上 5 億円未満	1.65% (税抜 1.5%)											
5 億円以上 10 億円未満	0.825%(税抜 0.75%)											
10 億円以上	0.55% (税抜 0.5%)											
換金手数料及び 信託財産留保額	当ファンドの交付目論見書をご確認ください。											

当ファンドのお取引に関し、以下の事項があることにより、当社とお客さまとの利益が相反するおそれがあります。

・当社は、当ファンドを販売することにより、目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬を受領いたします。

目論見書補完書面(投資信託)

<コード 9253>

ご負担いただく手数料について(例)	<分配金受取りコースのお申込手数料> お申込手数料は、お申込価額に、お申込口数、手数料率を乗じて計算します。例えば、100 万口の口数指定でお申し込みいただく場合、1 万口当たり基準価額が 10,000 円、お申込手数料率が 3.3%(税込)とすると、 $\text{お申込手数料} = 100 \text{ 万口} \times 10,000 \text{ 円} \div 10,000 \times 3.3\% = 33,000 \text{ 円(税込)}$ となり、合計 1,033,000 円をお支払いいただくこととなります。 <分配金再投資コースのお申込手数料> お申込手数料は、お申込価額に、お申込口数、手数料率を乗じて計算します。例えば、お支払いいただく金額が 100 万円の場合、100 万円の中からお申込手数料(税込)をいただきますので、100 万円全額が当該投資信託のご購入金額となるものではありません。
取扱コース	分配金受取りコース／分配金再投資コース ※分配金受取りコースの場合、収益分配金は税金を差し引いた後、販売会社の定める所定の日からのお支払いとなります。 ※分配金再投資コースの場合、原則、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。再投資を停止し、分配金受取りをご希望される場合はお取扱店にお申し出ください。分配金受取りは、販売会社の定める所定の日からのお支払いとなります。
お申込単位	分配金受取りコース:1 万口単位 分配金再投資コース:1 万円以上 1 円単位 ※上記は、お支払いいただく金額の単位となっておりますが、NISA口座においては、ご購入金額を指定してお申し込みいただける場合があります。 ※別に定める場合はこの限りではありません。
ご換金単位	分配金受取りコース:1 万口単位 分配金再投資コース:1 万円以上 1 円単位または 1 口単位 ※金額指定の売却においては、直近評価額の 90%の範囲内の金額とさせていただきます。 ※別に定める場合はこの限りではありません。
売買受渡日	お申し込み・ご換金ともに交付目論見書に記載のファンドの換金代金のお支払日に準じます。

目論見書補完書面(投資信託)

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

SMBC日興証券株式会社の金融商品仲介口座でお取引されるお客さま用

※本書面において「金融商品仲介口座」とは、株式会社三井住友銀行(以下、当行)を通じてSMBC日興証券株式会社に開設される証券総合口座を指します。

※『SMBC日興証券株式会社の金融商品仲介口座でお取引されるお客さま用』の内容は、当行でSMBC日興証券株式会社が取り扱う投資信託の販売・解約等の取引が開始されて以降(2026 年秋以降を予定)の内容を記載しております(開始時期は予定であり、状況により変更となる場合があります)。

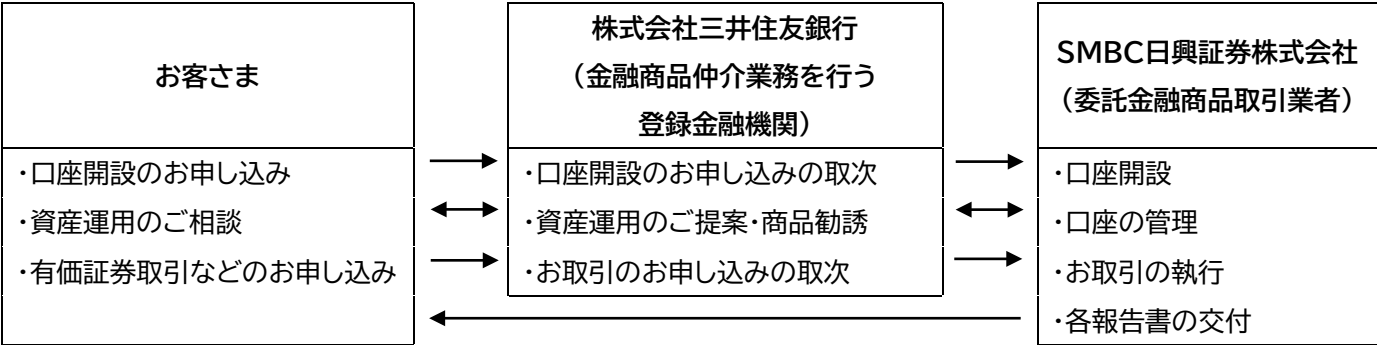
この書面および目論見書の内容をよくお読みください。

この書面および目論見書は、ご投資にあたってのリスクやご留意点が記載されております。

お客さまがお取引される際には、あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点がございましたら、お取引開始前にお取扱店にご確認ください。

当行は、SMBC日興証券株式会社の委託を受けて、お客さまの証券総合口座の開設、有価証券のお取引について勧誘や仲介を行います。証券総合口座の開設ならびに当該口座を通して行われる有価証券のお取引は、お客さまとSMBC日興証券株式会社とのお取引となります。

【取引のイメージ図】



＜金融商品仲介業務を行う登録金融機関＞株式会社三井住友銀行	
当ファンドに係る 金融商品取引契約の概要	当行は、SMBC日興証券株式会社の委託を受けて、当ファンドの募集の取り扱いおよび販売等に関する事務を行います。
当行が行う登録金融機関業 務の内容及び方法の概要	・国債証券等のディーリング業務、投資信託受益証券等の窓口販売業務 ・短期有価証券及び短期社債等、資産金融型有価証券の売買等 ・私募の取扱業務、金融商品仲介業務 ・店頭デリバティブ取引

目論見書補完書面(投資信託)

会社の概要	商号等 登録番号 本店所在地 加入協会 苦情処理および 指定紛争解決機関 主な事業 設立年月日 対象事業者となっている 認定投資者保護団体の有無 連絡先	株式会社三井住友銀行 登録金融機関 関東財務局長(登金)第 54 号 〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 一般社団法人全国銀行協会 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 電話番号 0120-64-5005 銀行業務・登録金融機関業務 1996 年 6 月 6 日 無 三井住友銀行コールセンターまたはお取引のある支店までご連絡ください 三井住友銀行コールセンター 0120-431-952
-------	--	--

※ より詳細な当行の概要は、店頭またはインターネット(www.smbc.co.jp)に備えるディスクロージャー(開示資料)をご覧ください。

<委託金融商品取引業者> SMBC日興証券株式会社(以下、当社)		
当ファンドに係る 金融商品取引契約の概要	当社は、当ファンドの販売会社として、募集の取り扱いおよび販売等に関する事務を行います。	
当社が行う金融商品取引業 の内容及び方法の概要	当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預りを行われる場合は、以下によります。 ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座の開設が必要となり、当社とお客さまとの間の有価証券の取引、サービス等に関する権利義務関係を規定した証券取引約款に基づいて行われます。 ・外国投資信託証券の場合は、外国証券取引口座の開設が必要になります。 ・分配金再投資コースの場合は、累積投資口の開設が必要になります。 ・お取引のご注文に係る代金については、当社所定の日までにお預けいただきます。 ・ご注文いただいたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、取引報告書を原則として郵送又は電子交付による方法により、お客さまにお渡しいたします。	
会社の概要	商号等 登録番号 本店所在地 加入協会 指定紛争解決機関 資本金 主な事業 設立年月 連絡先	SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 2251 号 〒100-8325 東京都千代田区丸の内 3-3-1 日本証券業協会、一般社団法人資産運用業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 1,350 億円(2025 年 9 月末現在) 金融商品取引業 2009 年 6 月 <お問い合わせ全般はこちら> 0570-007-250(平日 8:00~18:00 ※祝日・年末年始を除く)

※ より詳細な当社の概要は、店頭またはインターネット(www.smbcnikko.co.jp)に備えるディスクロージャー(開示資料)をご覧ください。

目論見書補完書面(投資信託)

<コード 9253>

SMBC日興証券株式会社の金融商品仲介口座でお取引されるお客さま用

ファンド名	SMBC・アムンディ クライメート・アクション										
お申込手数料	お申込価額に、お申込口数、手数料率を乗じて得た額です。 手数料率はお申込代金/金額に応じて下記のように変わります。 分配金受取りコース：お申込代金に応じます。(お申込代金はお申込価額にお申込口数を乗じて得た額です。) 分配金再投資コース：お申込金額に応じます。(お申込金額はお申込代金にお申込手数料(税込)を加えて得た額です。) <table border="1"> <thead> <tr> <th>お申込代金/金額</th><th>手数料率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 億円未満</td><td>3.3% (税抜 3.0%)</td></tr> <tr> <td>1 億円以上 5 億円未満</td><td>1.65% (税抜 1.5%)</td></tr> <tr> <td>5 億円以上 10 億円未満</td><td>0.825%(税抜 0.75%)</td></tr> <tr> <td>10 億円以上</td><td>0.55% (税抜 0.5%)</td></tr> </tbody> </table> ※別に定める場合はこの限りではありません。	お申込代金/金額	手数料率	1 億円未満	3.3% (税抜 3.0%)	1 億円以上 5 億円未満	1.65% (税抜 1.5%)	5 億円以上 10 億円未満	0.825%(税抜 0.75%)	10 億円以上	0.55% (税抜 0.5%)
お申込代金/金額	手数料率										
1 億円未満	3.3% (税抜 3.0%)										
1 億円以上 5 億円未満	1.65% (税抜 1.5%)										
5 億円以上 10 億円未満	0.825%(税抜 0.75%)										
10 億円以上	0.55% (税抜 0.5%)										
換金手数料及び 信託財産留保額	当ファンドの交付目論見書をご確認ください。										

当ファンドのお取引に関し、以下の事項があることにより、当行とお客さまとの利益が相反するおそれがあります。

- ・当行が金融商品仲介業務を通じて当ファンドを販売した場合、販売会社であるSMBC日興証券株式会社は、上記お申込手数料および目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬を受領し、当行は同社から当該手数料および当該報酬それぞれの 2 分の 1 の支払いを受けます。
- ・当行は、SMBC日興証券株式会社と資本関係があります。当行が金融商品仲介業務を通じて当ファンドを販売した場合、当行と資本関係がある同社の収益となることによりグループ全体の利益となります。
- ・2025 年 9 月末時点において、当行の役職員は、SMBC日興証券株式会社の役職員を兼職するなど、当行は同社と人的関係があります。当行が金融商品仲介業務を通じて当ファンドを販売した場合、当行と人的関係のある同社の収益となります。

目論見書補完書面(投資信託)

<コード 9253>

ご負担いただく手数料について(例)	<分配金受取りコースのお申込手数料> お申込手数料は、お申込価額に、お申込口数、手数料率を乗じて計算します。例えば、100 万口の口数指定でお申し込みいただく場合、1 万口当たり基準価額が 10,000 円、お申込手数料率が 3.3%(税込)とすると、 お申込手数料=100 万口×10,000 円÷10,000×3.3%=33,000 円(税込) となり、合計 1,033,000 円をお支払いいただくこととなります。 <分配金再投資コースのお申込手数料> お申込手数料は、お申込価額に、お申込口数、手数料率を乗じて計算します。例えば、お支払いいただく金額が 100 万円の場合、100 万円の中からお申込手数料(税込)をいただきますので、100 万円全額が当該投資信託のご購入金額となるものではありません。
取扱コース	分配金受取りコース／分配金再投資コース ※分配金受取りコースの場合、収益分配金は税金を差し引いた後、販売会社の定める所定の日からのお支払いとなります。 ※分配金再投資コースの場合、原則、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。再投資を停止し、分配金受取りをご希望される場合はお取扱店にお申し出ください。分配金受取りは、販売会社の定める所定の日からのお支払いとなります。
お申込単位	分配金受取りコース:1 万口単位 分配金再投資コース:1 万円以上 1 円単位 ※上記は、お支払いいただく金額の単位となっておりますが、NISA口座においては、ご購入金額を指定してお申し込みいただける場合があります。 ※別に定める場合はこの限りではありません。
ご換金単位	分配金受取りコース:1 万口単位 分配金再投資コース:1 万円以上 1 円単位または 1 口単位 ※金額指定の売却においては、直近評価額の 90%の範囲内の金額とさせていただきます。 ※別に定める場合はこの限りではありません。
売買受渡日	お申し込み・ご換金ともに交付目論見書に記載の当ファンドの換金代金のお支払日に準じます。

目論見書補完書面(投資信託)

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

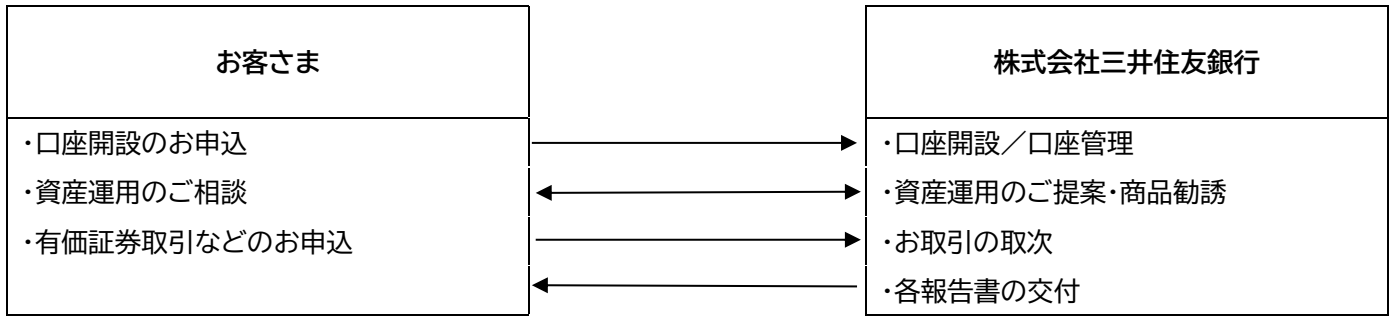
株式会社三井住友銀行の投資信託口座でお取引されるお客さま用

この書面および目論見書の内容をよくお読みください。

この書面および目論見書は、ご投資にあたってのリスクやご留意点が記載されております。お客さまがお取引される際には、あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点がございましたら、お取引開始前にお取扱店にご確認ください。

株式会社三井住友銀行(以下、当行)はお客さまとの投資信託にかかる設定および解約の注文の取次、買取、受益証券の保護預り、累積投資ならびにこれらに付随するお取引を行います。

【取引のイメージ図】



当ファンドに係る 金融商品取引契約の概要	当行は、当ファンドの販売会社として、募集の取扱および販売等に関する事務を行います。	
当行が行う登録金融機関業 務の内容及び方法の概要	・国債証券等のディーリング業務、投資信託受益証券等の窓口販売業務 ・短期有価証券及び短期社債等、資産金融型有価証券の売買等 ・私募の取扱業務、金融商品仲介業務 ・店頭デリバティブ取引	
会社の概要	商号等 登録番号 本店所在地 加入協会 苦情処理および 指定紛争解決機関 主な事業 設立年月日 対象事業者となっている 認定投資者保護団体の有無 連絡先	株式会社三井住友銀行 登録金融機関 関東財務局長(登金)第 54 号 〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 一般社団法人全国銀行協会 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 電話番号 0120-64-5005 銀行業務・登録金融機関業務 1996 年 6 月 6 日 無 三井住友銀行コールセンターまたはお取引のある支店までご連絡ください 三井住友銀行コールセンター 0120-431-952

※ より詳細な当行の概要は、店頭またはインターネット(www.smbc.co.jp)に備えるディスクロージャー(開示資料)をご覧ください。

目論見書補完書面(投資信託)

株式会社三井住友銀行の投資信託口座でお取引されるお客さま用

ファンド名	SMBC・アムンディ クライメート・アクション										
お申込手数料	お申込手数料(消費税込)は、購入代金≪購入金額(購入価額[1口当たり]×購入口数)にお申込手数料(消費税込)を加算した額≫に応じて、以下の手数料率を購入金額に乗じて得た額となります。 <table><tr><th>購入代金</th><th>手数料率</th></tr><tr><td>1 億円未満</td><td>3.300% (税抜 3.00%)</td></tr><tr><td>1 億円以上 5 億円未満</td><td>1.650% (税抜 1.50%)</td></tr><tr><td>5 億円以上 10 億円未満</td><td>0.825% (税抜 0.75%)</td></tr><tr><td>10 億円以上</td><td>0.550% (税抜 0.50%)</td></tr></table> ※「分配金自動再投資型」において、収益分配金の再投資により取得する口数については、お申込手数料はかかりません。 ※別に定める場合はこの限りではありません。	購入代金	手数料率	1 億円未満	3.300% (税抜 3.00%)	1 億円以上 5 億円未満	1.650% (税抜 1.50%)	5 億円以上 10 億円未満	0.825% (税抜 0.75%)	10 億円以上	0.550% (税抜 0.50%)
購入代金	手数料率										
1 億円未満	3.300% (税抜 3.00%)										
1 億円以上 5 億円未満	1.650% (税抜 1.50%)										
5 億円以上 10 億円未満	0.825% (税抜 0.75%)										
10 億円以上	0.550% (税抜 0.50%)										
信託財産留保額	当ファンドの交付目論見書をご確認ください。										

当ファンドのお取引に関し、以下の事項があることにより、当行とお客さまとの利益が相反するおそれがあります。

- ・当行は、当ファンドを販売することにより、目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬を受領いたします。

目論見書補完書面(投資信託)

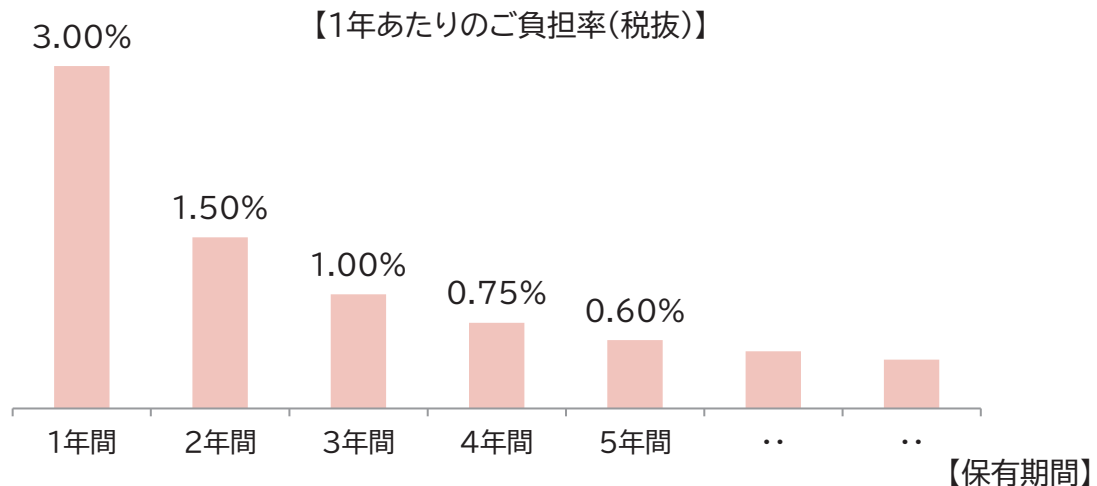
ご負担いただく手数料について(例)	お申込手数料は購入価額(1口当たり)に、購入口数、手数料率を乗じて計算します。例えば、お支払いいただく金額が 100 万円の場合、100 万円の中からお申込手数料(税込)をいただきますので、100 万円全額が当該投資信託のご購入金額となるものではありません。
お申込単位	当初購入の場合:1万円以上1円単位 追加購入の場合:1万円以上1円単位 投信自動積立:1万円以上1千円単位 ※当ファンドの保有残高がある場合または「投信自動積立」をすでに申込の場合を「追加購入」といいます。
ご換金単位	1円以上1円単位
売買受渡日	購入時の受渡日は約定日(お取引の価額が確定した日)の翌営業日となります。ただし、購入代金の引き落としは、当行所定の日に預金決済口座より自動的に引き落とします。 換金時の受渡日は交付目論見書に記載の当ファンドの換金代金のお支払日に準じます。

お申込手数料に関するご説明

*当書面はSMBC日興証券株式会社が作成しております。

■ファンドのお申込手数料は購入時にご負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

例えば、お申込手数料が3%(税抜)の場合



※ファンドによっては、ご購入時にお申込手数料をお支払いいただくずに、解約・換金(買戻し)時に手数料(保有期間に応じた条件付後払申込手数料を含みます。)をお支払いいただく場合、もしくは、保有期間中にお申込手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。また、ファンドをご購入いただいた場合、上記のお申込手数料等のほか、信託報酬やその他の費用等をご負担いただきます。また、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は投資信託説明書(交付目論見書)または目論見書補完書面でご確認ください。

※当書面の情報は、投資信託説明書(交付目論見書)または目論見書補完書面の記載情報ではございません。

【信託期間に関するご留意事項】

- ・ファンドには原則として信託期間が定められており、信託期間が終了するとファンドは償還されます。ただしファンドによっては当初設定された信託期間を繰り上げて償還(または延長)する場合があります。上記お申込手数料の1年あたりのご負担率がしだいに減っていく効果は、お客様の保有期間のほか、ファンドが繰上償還された場合など信託期間によっても影響を受けることがありますのでご注意ください。
- ・ファンドの信託期間は投資信託説明書(交付目論見書)にてご確認ください。

MEMO

(当ページは目論見書の内容ではありません。)

MEMO

(当ページは目論見書の内容ではありません。)

